

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-25, 27, 29	(c) 操作の成立性 記載の適正化を実施（下線部参照） (旧) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、 <u>運転員（現場）1名にて・・・</u> (新) 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名 <u>及び</u> 運転員（現場）1名にて・・・	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-30, 31, 33	同上	
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-35	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。 技術的能力1.13にて整備する「可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」について、有効性評価「全交流動力電源喪失」における補助給水ピット枯渇時間7.4時間に対する更なる余裕時間確保のため災害対策要員の要員数を3名から6名に増員したことから、上記と同様の作業手順である「可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水」についても、災害対策要員の要員数を3名から6名に増員することで、注水開始までの想定時間を250分から200分に短縮した。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-40	同上	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-35	泊は、使用済燃料ピットのみ燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。 以下の下線部を「(c) 操作の成立性」に追記した。 <u>また、使用済燃料ピット内のみ燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。</u>	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-40	泊は、使用済燃料ピットの中に燃料体を貯蔵している期間中において、有効性評価「想定事故1」及び「想定事故2」まとめ資料にて示すとおり、可搬型設備による使用済燃料ピットの状態監視の準備と並行して可搬型大型送水ポンプ車による注水準備を行うため、災害対策要員の要員数を3名としている。 以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記するとともに、上記の理由を相違理由欄に追記した。 また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで250分以内で可能である。	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-38	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。これにより、想定時間は150分から115分に短縮した。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-42	同上	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-38	泊の代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記した。 また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-42	泊の代替給水ピットを水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c)操作の成立性」に追記するとともに、相違理由欄にも追記した。 また、使用済燃料ピット内の中に燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで150分以内で可能である。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-42	技術的能力1.13まとめ資料に示すとおり、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水を実施する災害対策要員の人数を3名から6名に変更した。これにより、想定時間は225分から200分に短縮した。	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-45	同上	
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-42	泊の原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c) 操作の成立性」に追記した。 また、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-45	泊の原水槽を水源とした使用済燃料ピットへの注水手順について、海水を用いた手順と同様に、災害対策要員6名の手順と災害対策要員3名の手順を整備することから、以下の下線部を「(c) 操作の成立性」に追記するとともに、相違理由欄にも追記した。 また、使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中においては、災害対策要員3名及び災害対策要員(支援)2名にて作業を実施し、作業開始を判断してから海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水開始まで225分以内で可能である。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-59	脱字訂正(下線部参照) (旧)・・・フローチャートを1.11.34図に示す。 (新)・・・フローチャートを第1.11.34図に示す。	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-72	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111)	1.11-59	記載の適正化 (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9)	1.11-67	同上	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-92	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1.11.12図(1/2)とした。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-104	同上	
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-93	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員3名のタイムチャートは、第1.11.12図(2/2)とした。	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-104	同上	
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-95, 100, 105, 109, 113, 117	ホース敷設ルート図 (第1.11.13図, 第1.11.16図, 第1.11.19図, 第1.11.22図, 第1.11.25図, 第1.11.28図) 備考※2の記載において、下記の誤記訂正を行った。(下線部参照) (旧) ※2: ホース敷設ルート (海水取水箇所-使用済燃料ピット冷却用... (新) ※2: ホース敷設ルート (海水取水箇所-使用済燃料ピット冷却用...	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-106, 114, 120, 126, 140, 144	同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-97	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1. 11. 15図 (1/2) とした。	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-112	同上	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-98	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員3名のタイムチャートは、第1. 11. 15図 (2/2) とした。	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-112	同上	
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-102	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員6名のタイムチャートを追加。 第1. 11. 18図 (1/2) とした。	
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-118	同上	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-103	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水のうち、災害対策要員3名のタイムチャートは、第1. 11. 18図 (2/2) とした。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-118	同上	
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-118	第1.11.29図 各設備名称について追記	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-146	同上	
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-118, 119, 120	T.P.の記載箇所を適正化	
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-146, 149, 150	同上	
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-123, 125	アクセスルートに係る運用見直しに伴い、フローチャート内の以下の注記を削除。(下線部参照) (旧)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか※4 ※4:海水取水箇所へのアクセスルート復旧作業の結果、アクセスの時間に見通しがつく場合は、「海水の取水が可能か」の判断へ移行する。 (新)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか	
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-153, 155	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-124	記載の適正化 (旧)※3：「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備 (新)※3：「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて整備	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-154	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-130	代替給水ピット、原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、8名の手順を追記した。また、5名の手順は使用済燃料ピット内のみに燃料体を貯蔵している期間中の手順であることを追記した。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-161	同上	
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-133, 134	添付1.5.2（電源構成図）について、各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-164, 165	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-135	添付資料1.11.3 自主対策設備仕様 記載の適正化 燃料取替用水ピット (旧) 約2000m ³ (新) 約2,000m ³ 原水槽 (旧) 約5000m ³ /基 (新) 約5,000m ³ (1基当たり) ロープ式測定器の名称 (旧) 使用済燃料ピット監視用携帯型ロープ式水位計 (新) 携帯型水位・水温計	
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-167	同上	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-139, 190, 197, 209	4桁以上の数値で「,」の記載がないものについて適正化 (下線部参照) 例: (旧) 1030m ³ (新) 1,030m ³	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-171, 236, 243, 256	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-144, 145, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 153, 154, 179, 180, 182, 183, 185, 186, 188, 218, 233	原子炉建屋を周辺補機棟又は燃料取扱棟に修正した。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-176, 177, 179, 180, 185, 187, 188, 190, 191, 193, 224, 226, 227, 228, 229, 230, 231, 266, 284	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-147	記載の適正化（ホース接続方式） (旧) 消防ホースはカップラ接続であり容易かつ確実に接続できる。 (新) 消防ホースの接続はワンタッチ式であり、容易かつ確実に接続できる。	
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-179	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-149	海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合の手順であることを追記した。	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-185	同上	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-151	代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合の手順であることを追記した。	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-188	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-153	原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による使用済燃料ピットへの注水手順について、災害対策要員6名及び災害対策要員（支援）2名で実施する手順の必要要員数、作業時間等を追記した。 また、必要要員数5名の手順が、災害対策要員3名及び災害対策要員（支援）2名で実施する場合の手順であることを追記した。	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-191	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-159, 160, 169, 174	上付き記載の適正化（下線部参照） 例：(旧)m ₃ (新)m ₃	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-197	記載の適正化 添付資料1. 11. 12 「使用済燃料ピットへの注水方法について」の資料タイトル重複記載を削除	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-176	記載表現の適正化（下線部参照） (旧)「第15図使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー」を示す。 (新)「第15図_使用済燃料ピット下部水位計測の選定フロー」に示す。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-221	同上	
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-228	記載の適正化 添付資料1. 11. 15 可搬型スプレインゾルの写真が2枚落丁していたため適正化した。	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r. 6. 0)	1. 11-190, 196, 209	記載表現の適正化（下線部参照） (旧)N a I (T ₀) (新)NaI (T ₁)	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1. 11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r. 6. 0)	1. 11-236, 243, 256	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-278	以下を相違理由欄に追記した。 【大飯】 名称の相違 ・燃料取扱建屋と燃料取扱棟 ・原子炉周辺建屋と原子炉建屋 (以降、相違理由を省略)	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-225	記載の適正化（下線部参照） (旧) 水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲、燃料取扱棟内に (新) 水蒸気の影響を考慮する重大事故等対処設備の範囲は、燃料取扱棟内に	
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-275	同上	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-227	大飯に合わせて記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟が原子炉建屋と区画されて (新) 使用済燃料ピットが設置されている燃料取扱棟が周辺建屋と区画されて	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111-9 r.6.0)	1.11-278	同上	
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等 (SAT111 r.6.0)	1.11-227	大飯に合わせて記載を適正化した。（下線部参照） (旧) 燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は (新) <u>また</u> 、燃料取扱棟内に設置されている重大事故等対処設備は	